

令和8年7月8日

質問に対する回答書

◇ 工事(業務)番号 : 壱岐市デマンド交通実証運行支援業務

壱岐市長 篠原 一生

上記公募型プロポーザルに対する質問について、回答いたします。

番号	質問事項	回答
1	仕様書:P3 4 システム要件(1) デマンド配車システム／キャッシュレス決済 「交通系 IC カードやクレジットカード等のキャッシュレス決済サービスと連携できる機能を有すること」について、本実証運行では実際にキャッシュレス決済を稼働させる想定でしょうか、それとも機能を具備していれば足りるとの理解でよいでしょうか。稼働させる場合、決済端末等のハードウェア手配及び決済手数料の負担者は市・受託者のいずれになりますでしょうか。	今回の実証運行ではキャッシュレス決済機能の活用は想定していませんが、機能としては有することが条件となります。
2	仕様書:P1～4 3業務内容 5運行概要／運賃・道路運送法上の位置づけ 実証運行における運賃の有無・金額設定の主体は市との理解でよいでしょうか。あわせて、本実証運行の道路運送法上の位置づけ(有償／無償、登録・許可の区分)と、その手続きの主体(市／運行事業者／受託者)の分担についてご教示ください。	運賃は有償で、金額設定は壱岐市地域公共交通活性化推進協議会で検討します。 本実証運行は道路運送法78条2号に位置づけており、手続きの主体は市となりますが、受託者においても必要な支援を行うこととします。

3	仕様書:P2 3(5) ④ コールセンターの設置 有人コールセンターについて、想定する受付時間帯・受付曜日(運行時間＝平日・土曜 8～13 時に対し、前日予約・当日予約の可否を含む)に市の想定があればご教示ください。	受託者との協議により決定します。
4	仕様書:P4 5 運行概要「運行回数＝提案による」 1 日あたりの想定運行便数・想定利用者数・想定登録者数の目安があればご教示ください(コールセンター規模・システム負荷の見積根拠とするため)。	下記のとおり想定しております。 想定運行便数1日4便 想定利用者数24人 想定登録者数400人
5	仕様書:P2 3(4)③ 運行体制構築に向けた支援 運行を担う交通事業者は市が既に選定・確保済みでしょうか。 受託者は運行事業者の選定・確保まで担うのか、運行体制構築の支援にとどまるのか、分担をご教示ください。	運行交通事業者は、市内事業者から市が選定します。運行体制構築の支援については、受託者が行うこととします。
6	仕様書:P2 3(5)①ドライバー用タブレット手配ほか 運行車両(ジャンボタクシー2 台、市手配)に搭載する機器のうち、ドライバー用タブレット 3 台以外(車載通信回線、キャッシュレス決済端末等)の手配・費用負担の分担についてご教示ください。	運行に必要な機器の設置、費用負担については、受託者の負担とします。 内容についてはご提案ください。
7	仕様書:P3 4(1)予約方法 予約方式(専用アプリ/ Web/LINE 等のいずれか、もしくは複数)について、必須要件は 1 方式以上を満たせば足りるとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

8	実施要領:P1～2／仕様書:P4 履行期間・実施スケジュール・運行概要 実証運行開始が令和8年10月頃、契約締結が令和8年8月上旬の場合、契約から運行開始までの約2か月をシステム構築・操作研修・住民周知の準備期間とする想定でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	実施要領:P2 3 参加資格要件 (2) 参加資格要件(2)「令和8年度壱岐市競争入札参加資格名簿に登録されている者」について、参加を予定する事業者が現時点で 当該名簿に登録がない場合であっても、参加申込期限(令和8年7月14日)までに競争入札参加資格の登録申請を行うことで、参加資格を満たすものとして取り扱っていただけるでしょうか。あわせて、登録申請の可否・手続方法・提出先・処理に要する期間についてもご教示ください。	プロポーザル審査会実施日までに「令和8年壱岐市競争入札参加資格名簿」に登録されていることとします。 なお、登録手続き方法については、壱岐市ホームページを確認いただくか、壱岐市財政課までお問い合わせください。
10	仕様書:P2 3(5) ② 乗降停留所表示物の制作 乗降停留所表示物は納品のみで設置は業務に含まれないか、また、路面シート等想定している形態はあるか。 乗降停留所表示物の想定設置数(制作数)の目安があればご教示ください。	設置は市が行うことを想定しております。表示物の形態については、受託者と協議し決定します。想定設置数は、100 か所を想定しております。
11	仕様書:P2 ④利用促進に向けた支援 住民説明会の想定回数があればご教示ください。	各町1回の4回を想定しております。
12	運行概要について 今回の実証エリアはゾーン 1、2、3、6 ということですが、車両 2 台での各ゾーンへの対応(運行方法)は提案によって決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。提案を踏まえ受託者との協議により決定します。

13	既存交通について 実証期間中は既存交通(バス、乗合タクシー)の運行内容の変更は無いと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、既存交通事業者との協議より変更が必要な場合は柔軟に対応いたします。
14	成果品のデータ 成果品としてのデータはどのような内容を想定しているのでしょうか。	委託業務により作成したすべての成果品データを想定しております。
15	運行時間 県立岐阜病院の場合、初診受付が 11:00 までになっているので復路が時間内に収まらない場合が発生する可能性が想定されますが、その際の対応はどうなりますか。	運行事業者、受託者、市との協議により決定します。
16	審査会について 悪天候により審査会に出席できない場合、WEB での参加は認めてもらえますか。	公共交通機関の欠航、運休が確認された場合のみ認めることとします。
17	実施要領:P4~5 9(3) プレゼンテーション内容 説明の持ち時間の範囲内で、予約画面等の操作デモンストレーションを行っても差し支えないでしょうか。	説明時間内であれば、問題ありません。
18	仕様書:P2 (5) ①ドライバー用タブレットの手配 「通信費及び故障時の補償は受託者が負担」について、「提案額に含めて計上」という意味合いでしょうか。	ご認識のとおりです。

19	仕様書:P2 (5)②乗降停留所表示物の制作 ・提案額の算定にあたり、制作物の種類(ステッカー、アルミプレート、バリアポップ等)および数については、種類別の単価をお示しした上で、数量を仮置きし算定する形でよろしいでしょうか。 ・路線バス停留所へのデマンド交通停留所併設(ステッカー貼付等)は想定しておられますか。想定しておられる場合、概ねの数をご教示頂けますと助かります。(一方で、併設の場合、道路交通法 44 条に基づく手続きに期間を要する面も気になっております。) ・設置作業については業務に含まないという理解でよろしいでしょうか。	・提案額の算定方法については、その方式で構いません。 ・設置場所については、現時点では未定であり、今後協議会により決定します。 ・設置作業は市で行う想定です。
20	仕様書:P3~4 5 運行概要 実証運行の間、エリア内における民間路線バスや箱崎地区の乗合タクシーについては、従前どおりの便数での運行でしょうか、あるいは一部減便等も想定しておられるのでしょうか。	実証運行の期間中も、既存のバス路線等については変更ありません。

(担当課名:総務課)